

計画的な管理がカワウの被害を減らす

カワウを対象とした特定計画は、2014（平成26）年2月現在、福島県と滋賀県の2県で策定されており、このほかに任意計画が栃木県、山梨県、静岡県の3県で作成されています。ほかの哺乳類に比べると、計画が作成されている都道府県数が少ない状況が続いていますが、平成25年度中に、群馬県と山口県で特定計画の策定に向けたパブリックコメントが行われているなど、今後増えていくことが予想されます。

すでに複数の哺乳類の特定計画を策定している都道府県で、さらにカワウの特定計画を策定するのは大変です。しかし、特定計画を策定する都道府県が増え始めているのはなぜでしょうか？特定計画を策定し、計画的な管理を実行することで、カワウの問題が解決に向かう理由があります。

1. 関係者の合意

カワウ対策において、被害地での努力は欠かせません。しかし、カワウは広域に移動します。県内全体の被害状況とカワウのねぐら・コロニーの分布を地図化して俯瞰し、計画的に管理していくことが重要です。関係者が管理方針について共有していくことが重要ですが、特定計画はその要となります。

2. 個体群管理

カワウ対策では、被害地ごとに有害鳥獣捕獲（駆除）が行われています。しかし、ばらばらに捕獲していただだけではカワウの個体群を管理していくことはできません。ねぐら・コロニーの分布を管理し、繁殖を抑制し、個体数調整を行っていく必要があります。それを行うための法的な根拠となるのが、特定計画です。

次ページ以降で、計画的な管理を目指している都道府県の事例を紹介します。



※パンフレット「カワウの被害が減っていくー 計画が導く確かな管理へ」に掲載された、計画策定後の被害が減少していく管理のイメージ図